

アウトオブシーズンにおける合同練習について

平成 7 年 12 月 8 日 緩和(制定)
平成 17 年 3 月 22 日 改正
下線部 令和 6 年 12 月 6 日 改正

1 加盟校間での合同練習の場合

- (1) 当該都道府県内の加盟校間（2校間に限る）で、それぞれが予め当該校
校長の承認を得た上、所属連盟に申請して許可を得ることとする。その後、
それぞれが許可を得たことを伝達すること。なお、都府県境を越える場合
であっても、隣接市町村の加盟校間の合同練習を許可する場合がある。
- (2) 合同練習の要件は次の通りとする。ただし、合同練習では試合および
試合形式（シートバッティングを含む）はできない。
 - ① 自校のグラウンドが事情により使用できない。
 - ② どちらか一方の部員数が15人程度以下で、十分な練習ができない。
 - ③ その他合同練習を行うのに相当な事情がある。
 - ④ 上記①～③の要件以外での合同練習は、土日祝などの休日および冬期
休業中に 5 回(いずれの学校とも)まで実施できることとする。

2 加盟校と大学との合同練習の場合

- (1) 加盟校は、加盟校が所在する都道府県内の全日本大学野球連盟の加盟
大学と 2 校間で合同練習ができる。その場合、加盟校は予め当該校校長
の承認を得た上、所属連盟に申請して許可を得ることとする。その後、
許可を得たことを当該大学に伝達すること。なお、都府県境を越える
場合であっても、許可する場合がある。
- (2) 合同練習の要件は次の通りとする。ただし、合同練習では試合および
試合形式（シートバッティングを含む）はできない。
 - ① 加盟校の部員数が15人程度以下で、十分な練習ができない。
 - ② その他合同練習を行うのに相当な事情がある。
 - ③ 上記①および②の要件以外での合同練習は、土日祝などの休日および
冬期休業中に 5 回(いずれの学校とも)まで実施できることとする。

以 上